

監査公表第 14 号（平成 29 年 7 月 21 日、県公報第 3911 号登載）  
平成 28 年 9 月 8 日から平成 28 年 10 月 21 日実施  
随時監査（2 次分）結果に基づく措置通知（平成 28 年度）

監査公表第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した知事部局及び警察本部の 21 機関について実施した随時監査結果の報告（平成 29 年 3 月 28 日 28 監総第 509 号-2）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 29 年 7 月 21 日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	井上忠敏

29商政第136号  
平成29年7月6日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿  
同 行正晴 實 殿  
同 岩崎 勇 殿  
同 井上忠敏 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年3月28日28監総第509号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部	<p>印刷物の発注において、予定価格の設定及び見積合わせが行われていなかった。</p> <p>また、物品購入における検収及び出納通知確認の押印並びに会場借上等における履行確認の押印が多数行われていなかった。</p> <p>いずれの場合においても、チェック機能が不十分であった。</p>	<p>財務会計に関する研修会への参加促進及び部主催の出納員会議の開催により、職員の適切な知識・認識の修得に努めるとともに、事務決裁上の担当者、出納員のそれぞれの役割を明確にし、複数名によるチェックを徹底して適正な事務処理に努める。</p>